

全建事発第 135 号

令和 7 年 2 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔公 印 省 略〕

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」附則第一項第三号に掲げる規定の施行を踏まえ、別添 1 のとおり「建設業許可事務ガイドラインについて」に係る所要の改正が行われ、各都道府県建設業協会及びその会員企業に対し周知するよう、国土交通省から通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は各地方整備局建政部長等に通知されるとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付されておりますので、併せてお知らせします。

以 上

別添 1 国土交通省通知文

別添 2 建設業許可事務ガイドラインについて

参考 「建設業許可事務ガイドラインについて」の改正について（概要）

（担当）事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp